

枚方市立消費生活センターは、京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分の場所にあります。

「マグネット広告とは危険?!」
「水回りの修理トラブル」にご注意!!

30分後...

部品の交換が必要なので、少し金額は高くなりますが、水漏れは直るので、安心して下さい!



それでは、早速作業に取り掛かります。

③



①

作業終了後...

部品交換しただけなのに、こんなに高いの...? 作業してもらったけど、支払わないとダメ...?



④



ちょっと不安だけど、有名人が宣伝してるし大丈夫かな! 電話でお願いしてみよう!

②

冷蔵庫にマグネット広告を貼っていた気がするけど...

水もれ・つまり 24時間受付中! 0120-●●●-▲▲▲

★ 業界最安値!

詳しくはこちら!

センターからのアドバイス

「トイレが詰まった」「蛇口から水漏れが!」…。突然発生する暮らしの困った出来事を解決するとき、あなたならどうしますか。消費生活センターには、解決を急ぐあまり、「マグネット広告」や「ネット検索」した業者に慌てて修理を依頼したところ、高額な費用を請求されたという相談が寄せられています。

● 広告の記載内容をうのみにせず、事前に見積もりを取るようにしましょう!

センターに寄せられている相談事例を見ると、サービス内容や料金について十分な検討ができないまま契約し、トラブルになっているケースが少なくありません。広告の「業界最安値」等の記載をうのみにせず、その作業がどの程度の料金になるのか必ず事前確認し、さらに複数社から見積もりを取るようにしましょう。急がされても契約せず、納得できない場合はきっぱり断りましょう。

● 万が一の時に備えて、情報収集をしておきましょう!

今回の事例のように、特に緊急を要するトラブルが発生した際には、誰でも焦って冷静な判断ができなかったり、複数の事業者から相見積もりを取る時間がなかったりする場合があります。こうしたトラブルに備えるため、トラブルが起こったときの初期対応や安心して修理を依頼できる事業者について、事前に情報を集めておくようにしましょう。

● 一人で判断せず、家族や身近な人、消費生活センターに相談しましょう!

取引に関して不審な点がある場合は、契約したりお金を支払ってしまう前に、家族や身近な人、消費生活センターに相談するようにしましょう。

「暮らしのレスキューサービス」のトラブルにご注意!

【事例1】鍵の開錠でのトラブル

夜中の12時頃に帰宅し、鍵を紛失したことに気が付き、スマートフォンで「地元の鍵業者」と検索し、一番上に表示された業者に電話をした。業者に住所を教え、料金を確認すると、「1万4千円になる。追加料金が必要になる場合もある」と言われ、自宅に来てもらった。作業員から「特殊な鍵なので5万円かかる」と言われ作業を断ったら、「キャンセル料として4千円払ってほしい」と言われた。



【事例2】害虫・害獣駆除でのトラブル

害虫を駆除するため、ホームページに「見積もり無料」「5年保証」と記載している業者に連絡すると、「実際に行かないと分からない。見積もり後に作業を断っても大丈夫」と言ったので、一度来てもらうことにした。作業担当者が状況を確認後、「これからすぐに仕事に取りかかる」と言われ、断ることができずにそのまま作業を頼んだところ、作業後に10万円を請求された。



【アドバイス】

「暮らしのレスキューサービス」とは、水回りの修理や鍵開けなど、暮らしの中で困った出来事を解決してくれるサービスのことです。こうしたサービスについては、困った出来事が発生してはじめてスマートフォンやパソコンで業者を検索し、早急に対応してくれる業者を探すのではないのでしょうか。緊急時に早く対応してほしいと思うのは当然ですが、業者に焦って連絡し、トラブルになっては本末転倒ですので、以下の内容に注意して、対応するようにしましょう。

◎ 契約申込み等は慎重に調べてから行うようにしましょう

相手の言うことや、インターネット・チラシの広告における表示価格をうのみにしてはいけません。サービス内容や料金について、複数社から見積もりを取り、十分に検討してから契約申込み等を行うようにしましょう。

◎ サービス内容や料金について納得できない場合は、はっきり断るようにしましょう

業者に「今修理しなければならない」などと契約を急がされても、一旦冷静になり、不必要だと思った場合は、はっきり断るようにしましょう。万が一、契約や解約に際し、業者とトラブルになった場合や、不安に思った場合には、消費生活センターに相談しましょう。いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできるクーリング・オフが適用できる場合もあります。 (参考: 政府広報オンライン「緊急時の駆け付けサービスのトラブルにご注意!」)

催し予告

消費生活セミナー

「消費生活に役立つ法律の基礎知識」

日時: 令和2年3月27日(金) 午前10時~正午
場所: 枚方市立消費生活センター 研修室
講師: 弁護士 村上 覚朗さん
対象: 市内在住・在職・在学の方
参加費: 無料
定員: 40人(事前申し込み制、先着順)
保育: 先着5名
(1歳以上の未就学児、3月11日(水)までに要予約)
手話: 有り(3月11日(水)までに要予約)



申込方法:

3月2日(月) 午前9時から
電話またはFAXで受付 (072・844・2433)

介護保険事業者・見守り者向け研修会

「あなたのちから、貸してください」

日時: 令和2年3月27日(金) 午後3時~4時30分
場所: サンプラザ生涯学習市民センター 視聴覚室
講師: 弁護士 国府 泰道さん
対象: 介護保険事業者の方で見守りに従事されている方
参加費: 無料

定員: 80人(事前申し込み制、先着順)
手話: 有り(3月11日(水)までに要予約)

申込方法:

3月2日(月) 午前9時から
電話またはFAXで受付 (072・844・2433)

